

東名高速事件

- 1 日時 平成11年11月28日 15時30分ころ
- 2 場所 東京都世田谷区 東名高速道路上
- 3 当事者
 - (1) 被疑者 トラック運転手の男(55歳)
 - (2) 被害者 母(31歳)、父(49歳)、姉妹2名(3歳,1歳)ほか3名
- 4 事件の概要

A男が大型貨物自動車を飲酒運転し(0.63 mg/L)、普通乗用自動車に衝突して、同車を炎上させ、幼い姉妹を死亡させたもの。
- 5 処分結果

業務上過失致死傷、道路交通法違反で懲役4年

本件犯行の結果は、2児を焼死させ、更に、その両親を含む合計五名の者に負傷させた極めて重大なものである。とりわけ、被害児童2名は、当時それぞれ3歳と1歳であり、両親に慈しまれて、文字どおりこれからの人生に無限の可能性を有していたのに、脱出不能の車内で炎に身を焼かれて命を奪われたもので、その恐怖や苦痛は推測に余りあるし、また救出ができない状態で目の前で2児の死を見守るしか方法がなかった母親の無念、憤りの気持ち、その死を知らされないまま重傷の病床で呻吟(※しんぎん…苦しんでうめくこと)した父親の思い等を言葉で表現することは困難である。また、父親の熱傷は後遺症を残す重度のものであり、他の被害者たちもそれぞれに負傷したばかりでなく、眼前で車両が炎上する場面を目撃するなどして大きな衝撃を受けている。… (控訴審判決から引用)

飲酒運転に関する法整備等の経緯

危険運転致死傷罪(刑法)の新設
H13施行

飲酒運転の点数引き上げ・罰則強化
(H14施行)

海の中道大橋事件

- 1 日時 平成18年8月25日 22時48分ころ
- 2 場所 福岡市東区 海の中道大橋
- 3 当事者
 - (1) 被疑者 福岡市職員の男(22歳)
 - (2) 被害者 父(33歳)、母(29歳)、三兄弟(妹4歳,3歳,1歳)
- 4 事件の概要

A男が普通乗用自動車を飲酒運転し(0.25 mg/L)、時速約100キロメートルで被害車両に追突し、同車を海の中道大橋から海中に転落させて幼児3名を溺死させ、さらに飲酒運転の発覚を恐れて逃走し、友人に持参させた多量の水を飲み、証拠隠滅を図ったもの。
- 5 処分結果

危険運転致死傷と道路交通法違反(救護義務違反及び報告義務違反)で懲役20年



死亡した3児は、両親に連れられて昆虫採集に出かけた帰途、被害車両内で眠りについていたところを被疑車両から追突された結果、乗っていた自動車ごと真っ暗闇の海中に放り込まれ、おそらくは何が起こったのかさえ分からないまま意識を失い、溺水の苦しみの中でその尊い生命を断たれたものである。3児は、いずれも両親から最大限の愛情を注がれ、宝物のように育てられて幸せで楽しい日々を送っていただけでなく、正にこれから夢や希望に満ちあふれた人生を迎えようとしていた矢先、生涯における多くの喜びや楽しみを存分に味わうこともできないまま、理不尽にもわずか4歳11か月、3歳3か月及び1歳3か月という短い一生を終えなければならなかったものであって、誠に哀れと言うほかはない。(中略)その上、両親は、自分の息子たちが博多祇園山笠で台上がりをする姿や、娘がかわいく、きれいになって最高の花嫁姿を見せてくれることを夢見ていたのに、3人の子らを本件事故によって一度に失ったものであって、3児を愛し慈しんでいた両親の悲しみや喪失感は筆舌に尽くし難く、癒される日が来ることはないと言わざるを得ず、現在も両親が被告人に対して峻烈な処罰感情を抱いているのは当然である。(中略)本件事故によって死亡した3児の生前の写真は、笑顔にあふれ、見るべき者すべてに幸せな家族の姿を感じさせるに十分であって、このような家族の幸せを一瞬にして破壊し、葬り去った本件の如き交通事故が繰り返されないことがないように願わずにはいられない。… (一審判決から引用)

飲酒運転の罰則強化
(H19施行)

周辺者三罪の新設

平成22年中の飲酒運転事故件数全国ワースト1位

粕屋町事件

- 1 日時 平成23年2月9日 23時09分ころ
- 2 場所 福岡県糟屋郡粕屋町 町道
- 3 当事者
 - (1) 被疑者 建設作業員の男(35歳)
 - (2) 被害者 高校生2名(16歳)
- 4 事件の概要

A男が普通乗用自動車を飲酒運転し(0.25 mg/L)、居眠りをして進路左側を歩行中の高校生2名を跳ね飛ばし、死亡させたもの。
- 5 処分結果

危険運転致死で懲役14年

被告人は、本件現場から約2.65キロメートル離れた地点で大きくあくびをして対向車線にはみ出したり、約250メートル離れた地点で信号停止した際に強い眠気を自覚したにもかかわらず、自車の走行を止めなかった。このように、被告人がそのまま自動車の運転を継続すれば、極めて危険な状態に陥ることを十分に予測し得たのに、安易に運転を継続し、本件犯行に至ったことには、厳しい非難が向けられる。被害者らに何の落ち度も認められず、被害者両名の命が奪われた本件の結果は極めて重大である。かけがえのない被害者らを突然失ったそれぞれの家族の悲嘆は大きく、被告人に厳罰を求めるのも無理はない。… (一審判決から引用)

平成23年6月議会で「飲酒運転撲滅を宣言する決議」が採択



福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の制定
(H24施行)

被害者の無念な思いを職員一人ひとりが胸に刻み、福岡で悲惨な飲酒運転事件が繰り返されないよう飲酒運転の撲滅に取り組みましょう。